

Ⅱ 平成２４年度に講じた主な連携施策

平成24年度に講じた連携施策一覧

防犯

○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成24年度末現在】掲載品目数：計17種類3,185品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

防災

○海岸保全施設整備事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を行う。

＜農林水産省、国土交通省＞

交通安全

○生活道路における交通安全対策

生活道路においては、空間そのものを安全にするという視点に立って、ゾーン設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方策を効果的に組み合わせ、人優先のエリアの形成を推進。

＜警察庁、国土交通省＞

環境

○住宅エコポイント制度

エコ住宅の新築又はエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換することにより、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、併せて東日本大震災の復興支援を促進。

【平成24年度末現在】制度開始時（平成22年3月）からの累計

ポイント発行：1,797,453戸（325,492,533,000ポイント）

新築 : 1,007,945戸 (274,748,650,000ポイント)
リフォーム : 789,508戸 (50,743,883,000ポイント)
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催

住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を公布・施行。
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく住宅・建築物の省エネルギー基準について、断熱性能に加え、設備性能を含め総合的に評価できる基準への見直しを実施。
＜経済産業省、国土交通省＞

○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。
【平成24年度】 全国一斉パトロール実施回数2回 (5月、10月)
＜環境省、国土交通省＞

○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。
＜農林水産省、国土交通省＞

高齢者・障害者等

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。
【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸
＜厚生労働省、国土交通省＞

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。
【平成23年度】活用戶数：884戸
＜厚生労働省、国土交通省＞

○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施。離職退去者の居住の安定確保に向け、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲内で、公営住宅等の空き家を活用し離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保。

【平成24年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,879戸（累計）

＜厚生労働省、国土交通省＞

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成23年度末現在】累積管理開始戸数：882団地（23,679戸）

＜厚生労働省、国土交通省＞

（関連HP）http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

＜文部科学省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

○消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進

【平成24年度】＜住宅性能評価戸数＞

（新築住宅）設計評価：202,960戸、建設評価：168,942戸

（既存住宅）372戸

＜消費者庁、国土交通省＞

基本的な施策2（警察庁、経済産業省、国土交通省）

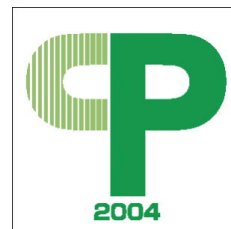
防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

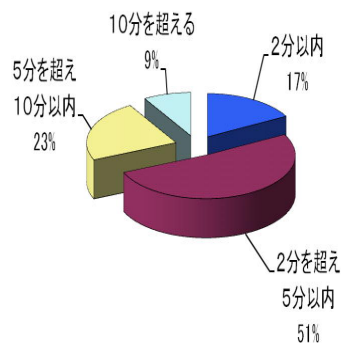
- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を
備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H23. 3：目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施
- H25. 3：17種類・3,185品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

	種 類		掲載数	
			H16.4.1	H25.3.31
1	ドア(A種)		389	482
2	ドア(B種)		511	670
3	ガラスドア	低層住宅用	37	90
		ビル用	51	57
4	上げ下げ内蔵ドア	低層住宅用	30	63
		ビル用	5	10
5	引戸		19	67
6	ガラス引戸(自動を含む)		—	54
7	錠	錠	69	125
		電気錠	—	20
		1ドア2ロックセット	9	16
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	37
8	サッシ	引き形式(低層住宅用)	140	294
		引き形式(ビル用)	198	158
		開き形式(低層住宅用)	135	197
		開き形式(ビル用)	211	84
		折りたたみ形式(低層住宅用)	—	31
		折りたたみ形式(ビル用)	—	11
		上げ下げ形式(低層住宅用)	69	84
		上げ下げ形式(ビル用)		5
9	ガラス		51	150
10	ウィンドウフィルム		20	26
11	雨戸	雨戸	11	13
		2分仕様	9	—
12	面格子		67	170
13	窓シャッター	窓シャッター	56	83
		2分仕様	33	—
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター		51	58
16	オーバーヘッドドア		—	9
17	シャッター用スイッチボックス		40	45
計			2,281	3,185



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)
防犯性能の高い建物物品の
開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

津波・高潮危機管理対策緊急事業（海岸保全施設整備事業）

1. 目 的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内 容

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、以下の施策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備



サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

概要

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給を促進する。（高齢者住まい法改正（平成23年10月20日施行））

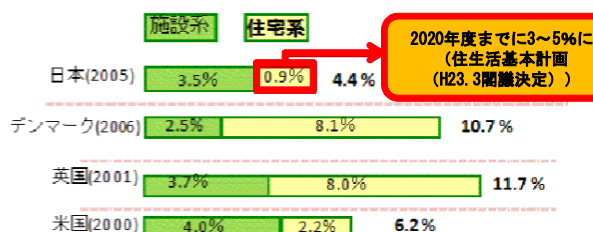
施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、**介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要**である一方、**サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状**。

高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、
高齢者人口：
約2,900万人→約3,600万人
高齢者単身・夫婦世帯：
約1,000世帯→約1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である
「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》

・床面積（原則25㎡以上）、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

・サービスを提供すること。（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

《契約内容》

・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルールおよび保全措置が講じられていること

【事業者の義務】

・入居契約に係る措置（提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居等に対する契約前の説明）
・誇大広告の禁止

【指導監督】

・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

* 高円賃・高専賃（登録制度）、高優賃（供給計画認定制度）の廃止

* 高齢者居住支援センター（指定制度）の廃止

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時適応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

都市の低炭素化の促進に関する法律

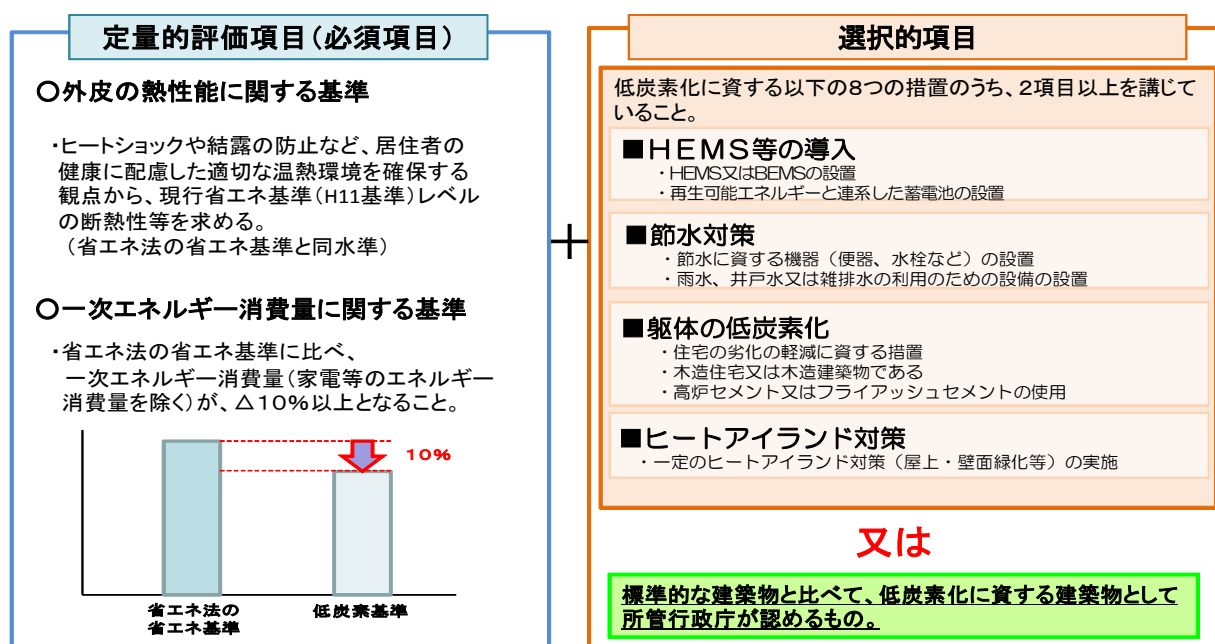
1. 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需要の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要。

2. 概要



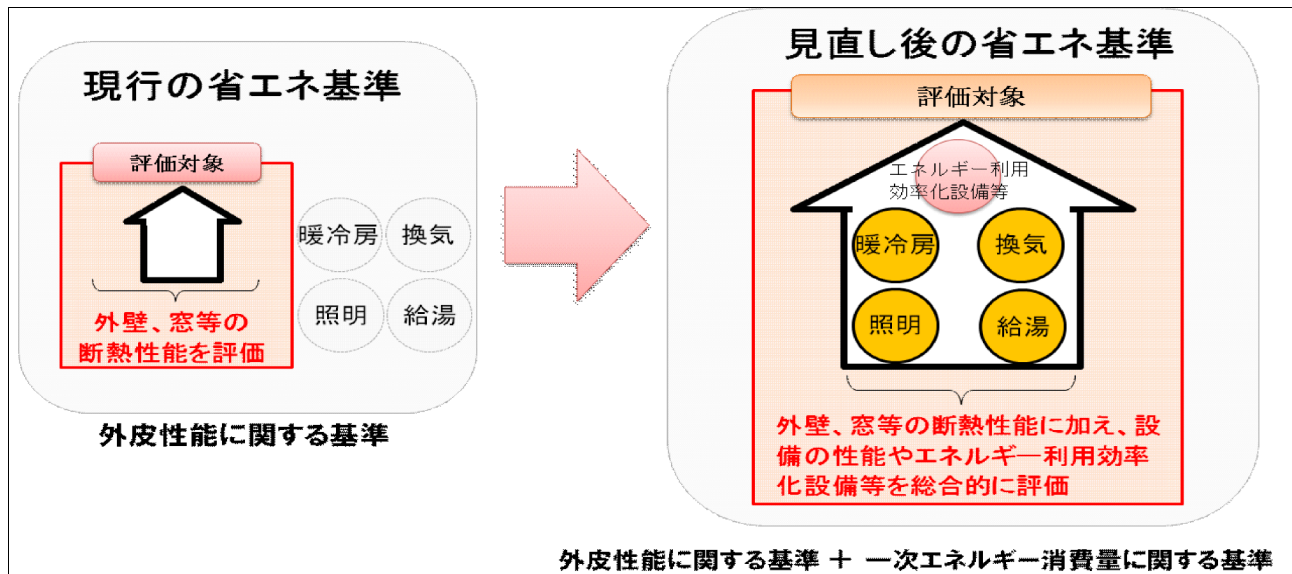
3. 低炭素建築物の認定基準の策定（平成24年12月4日施行）



住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

1. 概要

住宅については、外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房、換気、給湯、照明設備の性能やエネルギー利用効率化設備等を総合的に評価する基準に見直しを実施する。（平成25年10月1日施行、1年半の経過措置を経て、平成27年4月1日から完全施行）



見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、現行省エネ基準（H11基準）レベルの断熱性等を求める。

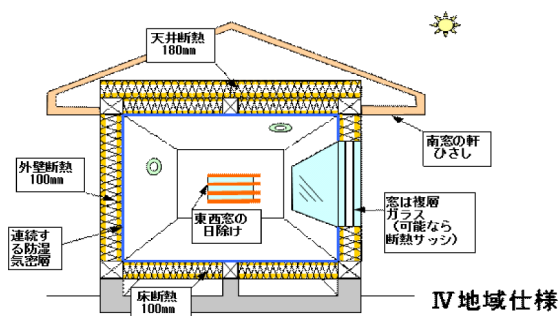
○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
- ・暖冷房
- ・給湯
- ・換気
- ・照明
- ・エネルギー利用効率化設備等

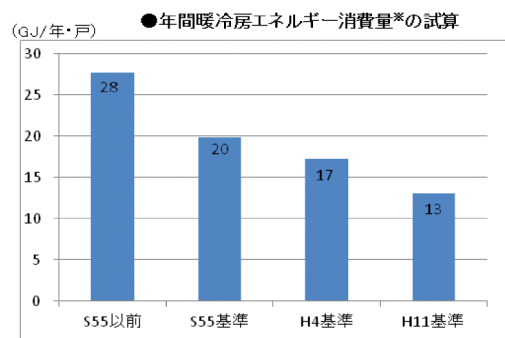
総合的に評価

（参考）現行の省エネ基準

○外壁や窓の断熱性を仕様等により評価



○昭和55年に制定され、平成4年、平成11年に順次強化



住宅エコポイント制度／復興支援・住宅エコポイント制度

1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

2. 対象期間（建築着工・工事着手）

	エコ住宅の新築	エコリフォーム
住宅エコポイント	H21. 12. 8～H23. 7. 31	H22. 1. 1～H23. 7. 31
復興支援・住宅エコポイント	H23. 10. 21～H24. 10. 31	H23. 11. 21～H24. 10. 31

3. 概要（※下線は、復興支援・住宅エコポイントのみ。それ以外は共通。）

（1）ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

※これに併せて、太陽熱利用システムの設置を行う場合は、ポイントを加算

②エコリフォーム

- ・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換）
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）、住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）の設置、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修を行う場合は、ポイントを加算

（2）発行ポイント数

①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント 被災地※以外は150,000ポイント

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災区域」（太陽熱利用システムの設置を行う場合は、20,000ポイント加算）

②エコリフォーム：1戸あたり300,000ポイントを限度とする。

ただし、耐震改修を行う場合は、別途150,000ポイントを加算

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換		大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、床の断熱改修		外壁	屋根・天井	床
		100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを上限とします)		手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張
		5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント
住宅設備の設置		太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽
		20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント
リフォーム瑕疵保険への加入		10,000ポイント	耐震改修	150,000ポイント

（3）ポイントの交換対象

- ・被災地の製品・商品券、復興寄附、環境寄附、省エネ・環境配慮商品、エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事等（住宅エコポイントと復興支援・住宅エコポイントでは交換できる商品が異なる。）

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

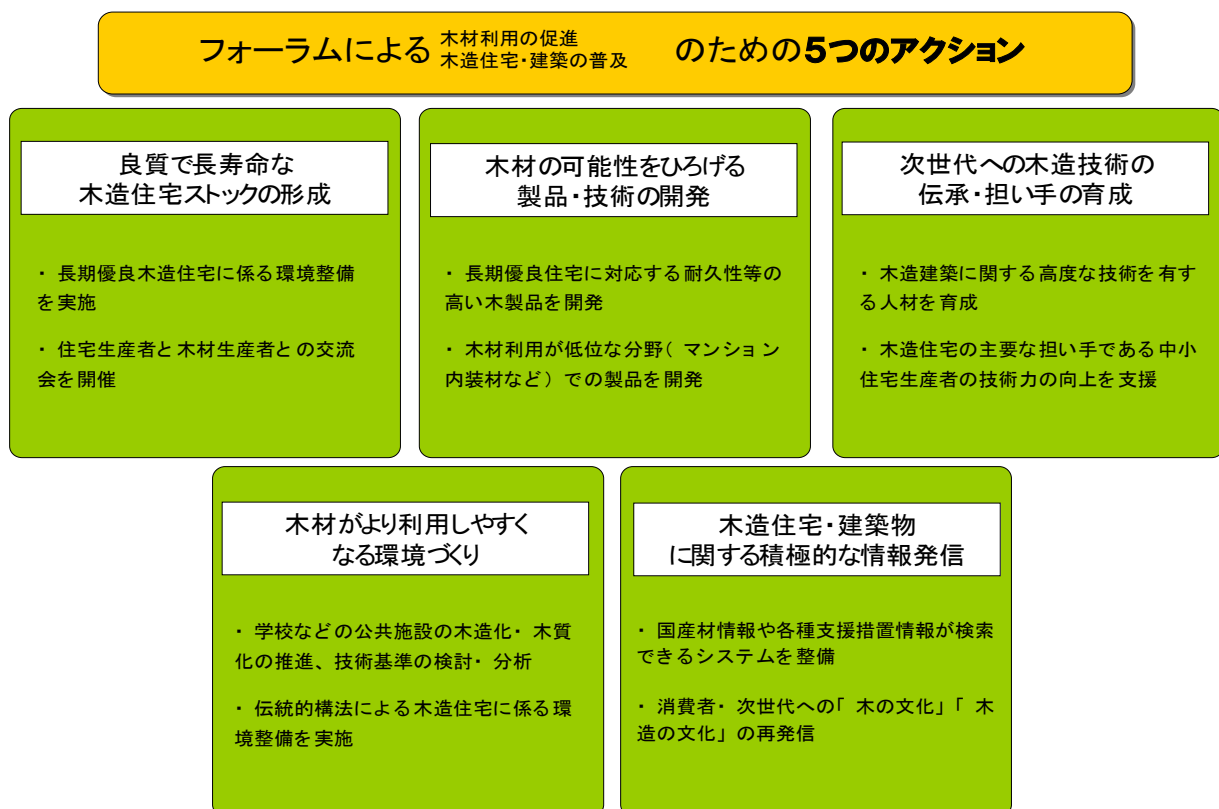
我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。



離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- （１）地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- （２）独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- （３）離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- （４）民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在

離職退去者の居住安定 確保に向けた対策の進捗状況について

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	8,009	4,490	100	192	304	2,923
入居決定戸数	3,899	2,964	93	82	168	592
入居決定人数	6,287	4,798	134	150	359	846

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

（内訳）

公営：公営住宅

改良：住宅地区改良事業により整備された住宅

地優賃：特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅

公社：地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅

UR：URが供給する賃貸住宅

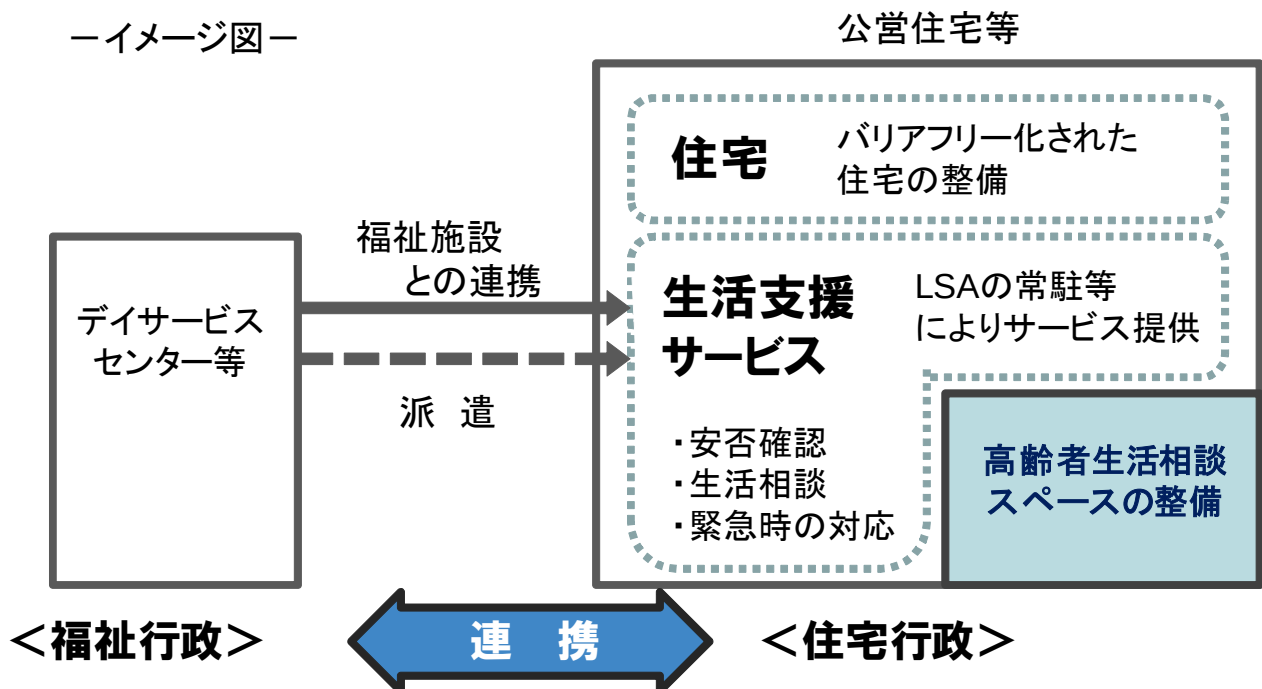
シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者等の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者等の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者等の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要 (概念図)

イメージ図



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者等の利用に配慮した設備等の整備に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の人件費について助成を行う。

（関連ホームページ）

シルバーハウジング・プロジェクト

http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

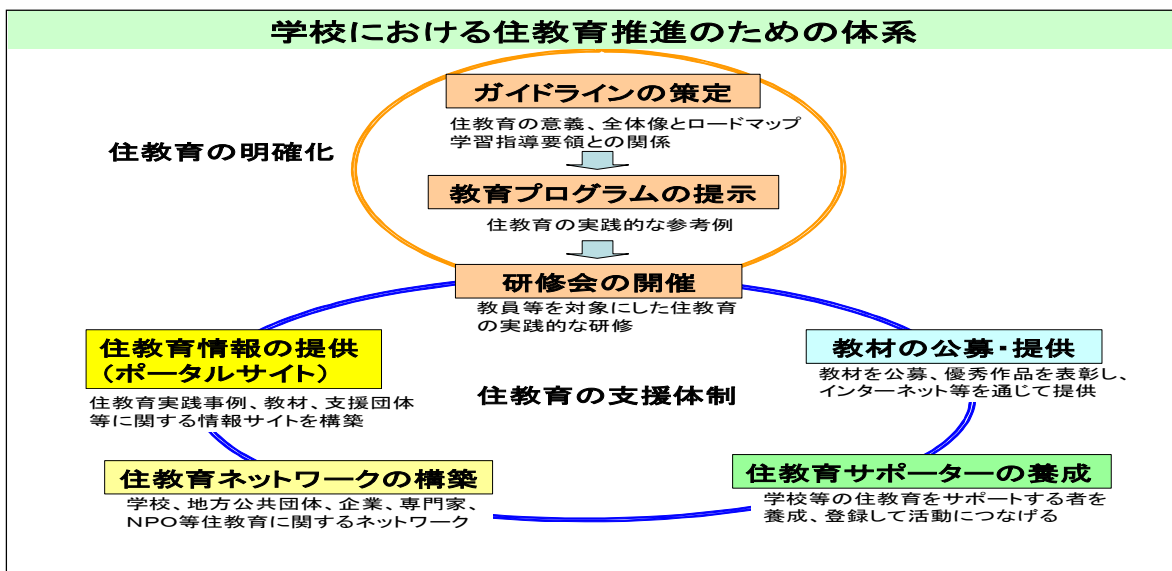
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成24年度においても、引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyouiku/index.html>

